

避けられなければならないところの禍悪である。カントのいう通り、永久の平和は、政治上の最高善である。<sup>(三)</sup>しかるに、戦争は、すべて現状に對する不満を直接・間接の理由として起る。故に、國際平和を確保するためには、現状打破の要求を極力抑えて行くより外はない。國際法が「現状」(status quo)を特に重んずるのは、そのためである。そうして、國際社會の現状を重んずることによつて、極力戦争を防止しようとする國際法は、國內法より以上に秩序第一主義に立脚するものといふことができる。

ところで、それとは正反對に、國際社會の現状をではなくて、國際社會の國際社會としての構造そのものを根本から變革することによつて、永久平和の理想を實現して行こうとする主張がある。その主張にしたがえば、世界が「國際社會」の構造を有するかぎり、いいかえれば、多數の國家が主權國家として互に垣を高くして對立しているかぎり、戦争の危険は去らない。故に、世界平和を確乎たる基礎の上に築き上げるためには、すべての國家の主權國家としての粹を外し、その代りに、すべての民族に共通する秩序と繁榮のための世界政府を樹立し、世界を單一の政治社會に統合して行くより外に道はない。そのような「世界國家」を一舉に實現することが困難であるならば、各國家の國家性を一度に抹殺する代りに、それを高度の自治性を有する地方行政區劃のようなものに變更し、「世界聯邦」という形で世界國家への轉換を圖るべきであるといふのである。

確かに、世界國家を作ることは、戦争に終止符を打つための最も有效な方法であろう。中でも、第二次世界大戦の慘禍が全人類の骨身にしみている今日は、戦争の危険を絶えず包蔵している國際社會の構造を根本から改變するのに、最もよい機會であるともいふことができる。更に、リヴスのいうがごとくに、經濟が國民經濟から世界經濟の段階に飛躍しつつあるとき、政治の面では、依然として民族國家が越えがたき國境を張りめぐらして對立しているのは、大きな時代錯誤であるといふべきであろう。<sup>(四)</sup>

しかし、それにもかかわらず、現代の地球の上には、世界觀においても、政治理念においても、經濟組織においても、互に融和しがたい二つの勢力圏の深刻な對立があつて、世界を單一の政治社會に統合するという構想の前に重苦しく立ちはだかつている。この對立が將來何らかの形で緩和されることがあるにしても、諸國家・諸民族の間に複雑な利害關係の葛藤が存する今日、すべての民族がその政治的自立性を棄てて世界國家を作ることには同意するであろうか。よしんば、すべての民族がこれに同意したとしても、かくして成立した世界國家の中にそれらの民族相互の間の葛藤がそのままち込まれ、世界政府の力をもつてしてもこれを解決し得ないような禍根を將來に残すこととはならないであろうか。それらは、いずれも、世界國家論の前に横たわる巨大な疑問である。現實の歴史の動きが、これらの障害をやすやすと取り除くことに成功するとは、とうてい豫想し得ない。そうである



とすれば、世界國家は、「理論としては」正しいが、「實際問題としては」實現される見込みはない、といつた百五十年前のカントの言葉は、すくなくとも當分の間は、依然として眞理たることを失わな<sup>(五)</sup>いであらう。

そこで、國際社會の現實に立脚しつつ、平和の基礎を確立するためには、一方では、すべての國家の組織をば民主主義的な方向に徹底させると同時に、他方では、それらの民主主義國家の間の協約によつて、戰爭の防止を最高至上の目的とする平和のための聯合を作るより外に、適當な方法はないといふことになる。これらは、カントが永久平和のための第一および第二の確定條項として明らかに説いたところであつて、ここでも、かれの先見の明の正しさが實際の歴史の動きによつて立證されつつある。ただ、カントは、永久平和のための豫備條項の一つとして、各國の常備軍の撤廢を提唱しているが、これは、現實の問題を解決するための方向を見あやまつたものと思われる。なぜならば、各國が軍備を相對的に縮小しても、起る戰爭は起り得るからである。國際社會の法も法である以上、その實効性は力によつて裏打ちされていなければならない。その意味では、世界の中の一國が、他の國々をはるかに凌駕した武力を備え、その國が世界警察として國際社會の治安の維持にあたる方が、むしろ平和のために實際的に有效な道であるとも考えられ得よう。

しかしながら、いかに國際社會の現状をば國際法の漆喰をもつて塗り固め、強大な武力をもつて侵略的企圖を防止しても、戰爭の起る根本の原因が除かれな<sup>(六)</sup>かぎり、戰爭の脅威は去らない。國內社會での鬭争の根本原因は、不公平であり、不平等である。この簡單明瞭な事實は、國際社會においても、また眞理である。勿論、前に述べたように、國際的な配分の不公正をいい立てることを許し、現状の變更に對する諸國家のいい分を通させるならば、その結果はかならず戰爭になる。故に、國際法は、國際社會のスタトス・クオの上に築き上げられなければならない。けれども、國際社會のスタトス・クオをそのままにして置いて、單に法による秩序の防壁だけを高く築いても、人間の平等を求め、歴史の流れは、それだけでは阻止できない。その流れが法の防壁を實力で突破することが不可能であれば、平等の正義をそれ以外の方法で實現しようとするいさおいが、思想の力となつて秩序の防壁を乗り越えようとする。その思想攻勢を効果のないものたらしめるための唯一の道は、守られたスタトス・クオの秩序の枠の中でも、人間平等の福祉が立派に花と咲き、實を結ぶことを實證するより外にはない。かくて、世界を舞臺とする法の動きにおいてもまた、秩序を破壊する正義でもなく、正義をなおざりにする秩序でもなく、正義と秩序との調和が最大の課題となつて來るのである。

法の理念を實現する主體は、人間である。そうして、法の理念たる平等の福祉を享有する主體もまた、人間である。それらは、いづれの場合にも、結局において個人としての人間である。これに對して、國家は、法の理念を實現するために多數個人の活動を組織立て、各人に人間たるにふさわしい福



社を配分する筋道を規律するための、重要な媒介者としての役割りを演ずる。したがって、國際社會における法の理念を實現して行く場合にも、國家は福祉配分の「媒介者」であつて、福祉享有の「主體」ではないことを、はつきり認識しなければならない。國家を福祉享有の主體と考えるからこそ、國家の間の領土や資源の配分ということにとられ、それが原因となつて國際紛争が激化する。しかし、國家間の經濟的富源の配分の現状は動かさないでも、すべての人類への福祉の配分を公正化することは可能であり、今日の急務はむしろその點に集中せらるべきである。現代の世界國家論者の力説するように、今日の經濟は、國民經濟の段階を越えて、世界經濟の段階に達している。したがって、世界經濟における生産と配分との關係を、全體として合理的に調整することができさえすれば、國家間の政治的な繩張りを動かさないでも、また、國家の枠を無理に外して世界國家への道を急がないでも、人類があまねき平等の福祉にむかつて接近することは、不可能ではあるまい。正義と秩序との調和は、國境を越えて、世界人類に行きわたらなければならぬ。それを可能にするのも不可能にするのも、すべての人類が、それを實現する可能性を發見する聰明さをもつかどうか、および、發見されたその可能性にむかつて眞劍の努力を傾注するかどうかにかかつているのである。

(I) Harold Lasaki (1893—) : Studies on the Problems of Sovereignty, 1917; Authority in the Modern State, 1919. Robert Morrison Maciver (1882—) : Community, 1917; The Modern State, 1926.

(II) Radbruch : Einführung in die Rechtswissenschaft, 7. u. 8. Aufl., 1929, S. 198 f.

(III) Kant : Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre. Werke, herausg. v. E. Cassirer, Bd. 7, S. 162.

(IV) Emery Reves : The Anatomy of Peace, 1945, New Edition, pp. 48—54.

(V) Kant : Zum ewigen Frieden. Werke, Bd. 6, S. 412.



## 第五章 法學の方法

## 一 法學における理論と實踐

法の本質および法の理念を論究するにあつては、法哲學は、客觀的な實在そのものを直視して、法を法たらしめる契機を求め、法に生命を與える目標を探ねた。これに反して、法學の方法が問題とされる場合には、法哲學の關心は、ひるがえつて法を認識する主觀の立場にむけられ、法の科學的研究がいかにして成立するかを明らかならしめようとする。法學の方法論は法學それ自身の自己反省であり、法學の根本内省たる點で、もはや法學の範圍には屬せず、法哲學の問題の重要な一つを形成する。

法學の方法が法哲學の主要な一問題とされるにいたつたのは、理論史上は、もつぱら新カント哲學の影響による。中でもラスクは、リッケルトの文化科學方法論を法學の上に適用し、實定法を規範意味の複合態として研究する科學と、實定法現象を社會的な事實として説明する科學とが、それぞれ別個の根據をもつて、相並んで成立し得ることを明らかにした。この見解をラスクは名づけて、「法學的方法二元論」というのである。

しかし、方法二元論とはいうものの、西南ドイツ學派の立場からいえば、法的規範意味を對象とする科學も、法的事實現象を論究する科學も、ともに科學としてあくまでも理論の態度を嚴守すべきであり、實踐の態度をその中に介入せしめることは許されない。法は實踐的規範意味であり、法的作用は法規範意味の不斷の創造および實現の作用であるが、これを認識する法學は、實踐的對象があるがままに跡づける理論の作用に終始しなければならない。法の立場は價值の立場であり、したがつて、法は、價值を離れては、法として認識され得ない。けれども、法の認識は、對象を理論的に價值に係づけることによつて成立するのであつて、これを實踐的に價值づけることを目的とするものではない。法學がいかに多くの部門に區分されるにしても、法學の理論科學性は、そのいずれの分野にも共通して認めらるべき根本の要請とされる。

かように、新カント哲學の科學方法論からいえば、法學の方法の純粹理論性は、法學の科學性そのものを意味し、これについていささかも疑いを挟むべき餘地は生じない。しかるに、ラスクによつて法學の方法論的自覺がうながされた頃と前後して、別にまた自由法の運動がさかんに興り、法學の任務と方針とについて、傳統的な見解とは全く異なる要求が提出され、法學の方法の問題は、そのために一層の複雑性を加えるにいたつた。



自由法論の主張の焦點となつたものは、法學の純粹理論性とは正反對の、法學の法實踐的意義である。もとより、自由法論者といえども、法を對象とする純粹理論科學の成立すべき可能性と必要とを認める。自由法論者の多くが、同時に、いわゆる「法社會學」の基礎づけを試みたのは、その何よりの證據である。しかし、「法社會學」は、新たに基礎づけらるべき法の科學であつて、古來から行われていたところの法學ではない。古來發達した法學、すなわち「法解釋學」は、自由法論の見解にしたがえば、與えられた法規の意味をそのままに理解し、これを事件の上に論理的に當てはめて行くことを任務とすべきではなく、法の適用の具體的な正當性を目指して、常に新たな法規範意味を發見・創設するのに役立たなければならぬ。法解釋の操作は、それ故に、單なる理論ではなく、法適用の實踐であり、裁判のための技術である。かかる實踐的・技術的操作によつて成り立つ法解釋學は、通常の理論科學とは性質を異にする獨特の「學問」である。學者が法解釋學をば「實際的法律學」であるといふ<sup>(1)</sup>、あるものは「實踐的法學」(praktische Jurisprudenz)と呼ぶのは、その意味で正當であるといわなければならぬ。

法學が、一方では理論科學の構造をもつべきものとされ、他方では法的實踐の要求に適うべきものと主張されるということは、すでに法學方法論上の一つの紛糾を示しているように見える。しかし、この場合、理論科學として成立すべきものと考えられている法學と、實踐の要求にしたがつて操作すべきものとされている法學とは、名は同じ法學であつても、その實は全く別個の性質を有する別個の學問を意味するのであるから、そこに示された紛糾は、それだけではまだ表見上の紛糾にすぎない。法の理論學も、法の實踐學も、ともに主として法規範の「意味」を問題とするのであるが、前者は、法規範の意味を實在する意味として、實在するがままに認識しようとするのに反して、後者は、法規範の意味を正しい意味として、正しいが上にも正しく把握しようとする。その點で、法の實踐學は論理學や倫理學と共通の性格を有する。マックス・ウェバーは、かように「正しい」意味を問題とする學問を、實在する意味を對象とする經驗科學から區別して、「教義的科學」(dogmatische Wissenschaft)と名づけた<sup>(2)</sup>。法的實踐の立場に立つて法の意味を解釋しようとする法學は、かくのごとき「教義的科學」の最も典型的なものであり、正にそれ故に「神學性」を有するといわれる<sup>(3)</sup>。故に、もしもわれわれが對象の純粹理論たることをもつて科學の本質となし、對象と同じ實踐の立場に立つ論究は、科學ではないとするならば、教義性・神學性を根本性格とする法解釋學は、嚴密な意味での法の科學には屬せぬということになり、法の理論學と法解釋學とは方法論上むしろ最も截然と區別され得るにいたるのである。かような見地からいふならば、ラスクが、法規範の規範意味内容を經驗科學的に考察する科學を「法解釋學」と名づけたのは、單なる名稱上の混亂たるにとどまり、決して根本の事態をま



けれども、法學方法論上の根本の紛糾は、實は、これだけではまだ眞に解決されたことにはならぬのである。

自由法論の主張だけに耳を傾けるならば、法解釋學の任務は、實踐的な法發見の技術たることに歸著する。したがつて、およそ科學は理論科學でなければならぬとする立場からは、法解釋學は科學としての法學の枠の外に取りのぞかれることになり、法解釋學を含まない法學の純粹分野を整理することは、比較的容易な仕事となるであらう。

しかしながら、他面から眺めるならば、自由法論の主張といえども、決して在來の法解釋學の構成を全く改めてしまつたわけではない。自由法論の影響を多分に取り入れた今日の法解釋學を見ても、その根柢には、なお概念法學的要素が根強く横たわつてゐる。否、自由法論は、全體としてはただ概念法學を修正・補足する意味をもつにすぎないといわれるのである。<sup>(五)</sup>なぜならば、法の解釋に任ずる者は、いかに法の自由發見と稱しても、實定法規によつて劃された意味範域から決して無制限に離脱すべきではなく、實定法規を常に重要な典據として、これにもとづいて法を個別的な場合に正しく適用して行くことを心がけなければならぬからである。實定法規を典據とする法の解釋は、與えられた一般法規の意味の忠實な理解を出發點とする。かかる一般法規の意味の忠實な理解は、新たな法の實踐的創設ではなく、すでに創設されている法の理論的認識でなければならぬ。したがつて、法

解釋學の中に實踐的契機が含まれてゐることは、疑いを容れないとしても、それが同時に理論認識の要素をも含むものであることも、承認されなければならぬ。そうであるとするならば、法解釋學の科學性を一概に否定して、これを簡單に理論法學の範圍外に排斥してしまうのは、不當ではなからうか。法解釋學は、すくなくとも理論と實踐との混合態であり、その意味で、独自の學的構造をもつ科學として取扱わるべきではなからうか。

かような疑問が相當に深い根據をもつて生じて來る以上、われわれは、法解釋學の本質と任務について、更に慎重な検討を加える必要を感じざるを得ない。

問題の焦點を明らかにするためには、まず、一般に「解釋」(Interpretation, Auslegung)という言葉にいかなる意味があり、法の解釋はそのいずれにあたるかを考察して置かなければならぬ。

解釋という言葉は、一般に二つの違つた意味に用いられる。例えば、外國語をもつて書かれた文章を解釋し、石に刻まれた古い碑文を解釋する、というごときは、その一つの場合であり、五線紙の上に書かれた樂曲を解釋しつつ演奏し、古典作家の戯曲を独自の解釋をもつて演出する、というごときは、他の一つの場合である。第一の場合の解釋は、與えられた意味複合態——外國語の文章または古い碑文——を、あるがままに忠實に理解することにつきる。與えられた意味以上に、解釋による意味擴充を行うことは、この場合には許されない。これに反して、第二の場合の解釋は、單なる意味理



解の上に、不斷の意味擴充を行うものであり、この解釋の意味擴充の作用により、與えられた意味複合態——樂曲または戯曲——は、絶えず新たな生命を盛つて再現され、表出されるのである。第一の場合の解釋を「意味理解的解釋」というならば、第二の場合のそれは「意味擴充的解釋」と名づけられる得るであらう。

意味擴充的解釋は意味の自己發展であり、意味創造の作用である。その場合に創造せらるべきところの意味は、最初に與えられた意味複合態の輪廓を逸脱するものであつてはならない。演奏は樂符にもとづいてなされるべきであり、演出は原作の精神を十分に汲むものたることを要する。そのかぎりにおいて、意味擴充的解釋は、かならず意味理解的解釋を前提とする。しかし、意味擴充的解釋によつて意味理解的解釋の上につけ加えられる作用は、表現における意味創造であり、單に受動的な意味反映ではない。演奏は樂符の機械的再現であつてはならない。演出は原作による自動人形の操作であつてはならない。演奏または演出は、作曲または創作の發展たるの意味を有し、その點では、それぞれまた一つの創作たることを失わぬ。

解釋に意味理解的解釋と意味擴充的解釋の二つがあるとするれば、法の解釋はその本質上、疑いもなく後者に屬する。法を解釋する、ということとは、解釋者の前に——主としては成文法規として——與えられた法規範の意味を、ただそのままに明らかにすることではない。一般的な法規範は、解釋によ

つて具體的な意味擴充を受け、それによつてはじめて法としての作用を發揮するのである。法の解釋は、法規範の意味擴充的解釋である。勿論、一般の意味擴充的解釋が意味理解的解釋を前提とするがごとくに、法の解釋もまた、ありのままに理解された法規範の意味から出發することを要する。法の意味擴充的解釋は、法の意味理解的解釋を含み、かつこれによつて拘束されるのである。けれども、法規範の理解を越えて、更にその上に行われる解釋の作用は、もはや法の創造であり、發展であり、生命である。一般的な法規範、殊に成文法規の事件の上への適用は、最も典型的には裁判上の判決となつて實現される。そうして、成文法規を裁判判決の上に生かして行くものは、法の解釋に外ならない。判決は、法的作用の尖端である。あたかも、畫工のもつ繪筆の尖端に美の精神が籠められるように、判決において、はじめて法が精神が躍動するのである。法が成文法規の状態にとどまつている間は、かかる法の精神の躍動はあらわれて來ない。成文法規に法が精神を充實せしめ、そこから生彩ある判決を導き出すところに、法の解釋の眞の機能がある。

意味擴充的解釋を本質とする法の解釋は、その點では法的實踐の作用の重要な一部分である。解釋を通じて法が認識されるのではなくて、解釋によつて法それ自身が働くのである。この側面から眺められた法解釋學は、法の實踐作用を分掌するのであつて、決して單なる法の理論科學ではない。しかし、法の解釋にあつては、意味擴充的解釋の前提として、かならず意味理解的解釋が行われる。殊



に、概念法學的的色彩の濃厚な法解釋學は、そのきわめて大きな部分を法規範の意味理解的解釋のために費しているのである。そうして、意味理解的解釋が、與えられた意味のあるがままの理解であるとすれば、意味理解的解釋を含むところの法解釋學は、そのかぎりにおいて法の理論科學たるものとも見える。かくして、法解釋學の理論科學性は、一方では否定されつつも、他方では肯定されなければならぬように思われる。法學の方法論が、他の社會科學のそれと違つて、はなはだしく不明確であり、すこぶる多義性に富むのは、主として法の解釋にまつわるこの鵝的性質によるものといわなければならぬ。

(一) 小野清一郎博士・刑事訴訟法講義、全訂第三版、昭和十年、一六一—一七頁。

(二) Hermann Jay : Rechtsnorm und Entscheidung, 1929, Vorrede, S. VII.

(三) Max Weber : Wirtschaft und Gesellschaft, S. 2.

(四) 廣瀨嘉雄氏・法理學、新法學全集、第二十八卷、四六頁以下。栗生武夫氏・「法解釋の神學性はいかにして始つたか」、法の變動、昭和十二年、六一頁以下。

(五) 田中耕太郎博士・法律哲學概論、一〇四頁以下、參照。

## 二 法解釋學の任務

法解釋學の本質と任務とを見定めるためには、法の解釋に含まれた實踐的契機が、法の作用の全體の中でいかなる部分を占め、そこでいかなる機能をいとなむものであるかを、まず明らかにしなければならぬ。

實定法の作用は、純粹法學の法段階説によつて最も圖式的に説明されている。すでにくりかえして述べたように、法段階説によれば、法の作用は上下の順序を追うて段階的に發展する法創設の作用に外ならない。すなわち、上位の一般規範は下位の特殊規範に妥當性の根據を與えると同時に、下位の特殊規範は上位の一般規範を具體化せしめ、これを自己の中に實現せしめて行くのである。かかる法秩序の段階構成の最下位には、裁判判決と行政處分とが位置している。兩者は、いずれも最個別強制規範であるという性質を一にするが、ただ、これを定立すべき職能を有する機關が、制度上別々に分化している點に、兩者の區別があるにすぎない。最個別強制規範たる裁判判決および行政處分の上位には、命令および法律があり、法律の更に上位には、實定法的意味での憲法が妥當し、最後に、すべての實定法秩序の頂點に位する根本規範が、これら一切の實定法規範の妥當性を根據づけている。上位の規範は下位の規範に比して常に高次の妥當性を有するが、單に上位の段階にのみとどまつている



法規範は、それだけでは法規範としての生きた機能をいとなみ得ない。法が具體的な事件に接近すればするほど、法の法たる作用はそれだけ充實した内容を帯びて来る。

この法秩序の全作用の中で、法の解釋がいかなる役割りを演ずるかを見定めるためには、最個別規範たる判決および處分と、判決および處分に妥當性の根據を與える法律または命令との關係に注意の焦點をむけなければならぬ。なぜならば、法律または命令として示された一般的な法規範意味は、解釋によつてはじめて判決に導かれ、あるいは處分となつて具體化するからである。抽象・一般の法律規範または命令規範と、具體・特殊の裁判判決または行政處分との間には、規範意味の上から見てかならず一定の空隙が存する。この空隙を充填して、一般法規と個別法規とを結ぶものが、すなわち解釋の作用である。例えば、日本刑法第九十九條は、「人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス」と規定する。そうして、裁判官が、乙を殺した甲に對して判決を下す場合には、甲がいかなる事情の下に、いかなる動機により、いかなる方法によつて乙を殺したかという事實を精査し、この事實を第九十九條の法律に照らして處斷しなければならぬ。その場合に、裁判官は、第九十九條の規定の下に、最も兇惡無道な殺人犯を死刑に、これに次ぐ者を無期懲役に、以下順を追うて十五年以下三年の懲役に處すべき、犯罪および刑罰の系列圖式を腦裡に描き、甲の殺人罪がそのいずれに該當するかを決する。かかる手つづきが解釋によつてなされるのであり、解釋は、かかる

手つづきをもつて一般的な法律規範に具體的な内容を満たし、その中から 例へば 「甲ヲ十年ノ懲役ニ處ス」という判決を導き出すのである。

解釋は、かくのごとくに、法律と判決、命令と處分、等、相異なる法規範段階相互の間に介在する法規範意味の空隙を充填し、それによつて上位規範より下位規範への法定立を誘導し、法創設の作用の中の重要な一機能を分掌する。しかし、解釋が上下の規範段階間に横たわる空隙を充填するのは、決して法律または命令と、最下位段階の規範たる判決または處分との間のみにかぎられたことではない。憲法を解釋することによつて法律が定立され、法律の解釋に基づいて命令が創設される。上位規範より下位規範への法の自己實現は、常にかならず解釋を通じて行われるのである。ただ、法律や命令は、あるいは國會の議決により、あるいは政府の審議を経て、それ自身一つのみならずまたつた成文法規の組織體として定立され、それがまた、それ自身改めてただちに解釋の對象となるために、そこに行われた上位段階より下位段階への解釋による法の動的發展過程が、さまで著しくは目立たない。これに反して、判決が下され、處分がなされるときには、上位の一般規範から解釋によつて一つ一つ新たに個別規範が作り出され、その個別規範が後から後からと執行されて行く結果として、解釋の規範創設的機能が明らかに看取される。しかし、解釋が法創設の原理として演ずる役割りには、それが法律規範または命令規範の創設の場合であるのと、裁判判決あるいは行政處分の法定立の場合であるのとは



よつて、違ふところはないのである。

一體、近代法の體系が、憲法・法律・命令、等の數段階の區劃によつて構成されているのは、法治主義の精神に立脚する實定法構造の一つの形態であるにすぎない。法論理上は、最高段階の根本規範と最低段階の個別規範とのみにわかれた二階層制の法秩序もあり得るし、また、現行制度よりも一層多くの段階に分化した多階層制の法秩序も考えられ得ないではない。段階の數がすくなくればすくないほど、段階間の空隙はしたがつて増大し、これを充填すべき解釋の活用範圍も、それとともに擴大する。成文法規のはなはだ不備であつた時代にあつて、裁判がおおむね法の自由解釋と自由發見とのみによつてなされたときは、それである。逆に、段階の數が多くなるにつれて、解釋による法充填の作用は、それだけ微薄な空隙にむかつて作用する。今日の發達した成文法國において、解釋の作用が主として法律または命令と判決または處分との空隙に集中されているのは、そのためである。しかし、そのいずれの場合たるを問わず、解釋なくして法創設の機能もまたあり得ないことには、何ら異なるところはない。

法の解釋は、法規範——主として成文法規範——の各段階の間に技術上殘された法規範意味の空隙を充填し、法を渾然たる動的統一體として作用せしめる。それが法解釋の法的機能であり、それがまた法解釋學の實踐的任務である。この法解釋學の實踐的任務は、しかしながら、時と場合とにより、

かならずしも一樣の態度をもつては遂行されない。實定法内の各段階の規範が次第に成文化され、それによつて法體系の中に次第に多くの固定した結節が形成されて行くのに對して、段階相互間において行われる解釋の規範意味充填の作用は、いつまでも柔軟な流動態のままに殘されている。實定法の體系の中にかような流動態が殘されているということは、法秩序の安定を主眼とする立場から見ると、常に一つの危険を意味しなければならない。その危険とは、本來容易に動かされてはならないところの法が、解釋によつてややもすれば自由に動かされ易いということである。故に、この立場に立つときは、ただに法の各段階の精密な成文化が要求されるばかりでなく、法の解釋もまた、恣意を超越した客觀的形式にしたがつてなされることが必要とされる。三段論法の形式による概念法學的な解釋がそれである。これに反して、法の發展性を尊重する見地から眺めれば、法がいかに成文化されても、法の段階相互の間に解釋による規範意味充填の餘地が殘されているということは、とくに硬化・凝結し勝ちな法に柔軟性を與えるための唯一の保障として、さわめて重要視される。この見地からいえば、解釋は、決して法規範の外延性の下に特殊の事件を包攝せしめる論理の作業ではなく、與えられた法規範を土臺としつつ、しかもこれを絶えず踏み越えて行くところの、法の不斷の生産過程を意味せねばならぬ。自由法論的法解釋の態度がすなわちそれである。一方は、法の守舊的解釋であり、他方は、法の進展的解釋である。前者は、法を動かさないことに正しさを認める立場であり、後



者は、法が事情の變化にしたがつて動くところにこそ、法の正しい運用があると見る立場である。

かように考えて來れば、法解釋の作用は、單に法規範の意味を擴充する場合に實踐的であるばかりでなく、與えられた法規範の意味をそのままに理解する場合にも、またその場合相應の實踐的意義を有するものであることが知られる。法をありのままに解釋することは、法のありのままの適用を保障することであり、法のありのままの適用を保障することは、法の安定性を保持する最も有效な方法なのである。故に、法内在的正義に立脚する法解釋は、なるべく嚴格に意味理解的解釋の限界内にとどまろうとする。この意味理解的解釋の作用は、外觀上は、實踐的に無色な實定法の理論認識であるかのごとくに見える。しかし、その實それは、上級實定法規範の意味をでき得るかぎり忠實に下位法規範の上に實現しようとする、明らかさまな實踐的態度によつて指導された解釋なのである。すなわち、その場合には、實定法に内在する理念がそのままに解釋を支配し、解釋を貫流し、それを成文化された實定法と同一の實踐的色彩をもつて塗り潰しているのである。概念法學は、自由法論と同様に、しかし、自由法論とは逆の方向において、一つの實踐的の立場に立つ。それは、法内在的正義の立場である。すでに概念法學の立場が一つの實踐的な態度である以上、概念法學的な法の解釋もまた、實踐的な法の作用であつて、實踐に無關係な法の理論認識ではない。

概念法學的解釋にくらべて、自由法論的解釋の實踐性が特に注目の的となるのは、この解釋が、實定法に内在する正義とは大なり小なり異なるところの法目的を、その指導原理としてなされるためである。ここでは、法超越的正義が法内在的正義とあざやかに對立するために、成文法の意味を擴充しようとする解釋の實踐性が、何人の目にも明らかに映るのである。しかし、法内在的正義にもとづく概念法學的解釋と、法超越的正義に立脚する自由法論的解釋との對立は、理論と實踐との對立ではなく、法を動かすまいとする態度と、法を動かそうとする態度との對立である。兩者は、ともに實踐の立場であり、ただその實踐的態度の方向が反對であるにすぎない。この、法を動かすまいとする態度と、法を動かそうとする態度との對立は、ただに概念法學的解釋と自由法論的解釋との間に成立するばかりでなく、自由法論的解釋そのものの内部にも、また或る程度まで存在している。なぜならば、自由法論的意味擴充の解釋も、與えられた一般法規範を典據とするかぎりにおいて法の意味理解的解釋を含むこと、さきに述べたごとくだからである。法の自由解釋を試みるにあつて、成文法規範の意味に拘泥せず、成文法の規定から大なり小なり逸脱しても、なおかつ事件の個性にかなつた法を自由に見出して行くべきであると主張するのは、法内在的正義に對する法超越的正義の優越を認める態度である。これに反して、同じく自由法論の立場に立つにしても、解釋によつて成文法の變革を行うのは行きすぎであるとして、單に成文法に欠缺のある場合にだけ、解釋をもつてこれを補充すべきであると考えるならば、その場合には、法内在的正義が法超越的正義を掣肘し、法的確實性の要求が法



の發展性の動向を一定限度内に制限しているのである。それは、解釋において、一つの實踐的立場が他の實踐的立場と調和・平均しようとする現象に外ならない。かくして、われわれは、法の解釋が徹頭徹尾法的實踐の作用であることを知る。——法の意味擴充的解釋も、法の意味理解的解釋も。

これをもつて見れば、法解釋學の本質は、常に、法を生きた社會現象の上に活用する實踐的機能をいとなむ點に存するのであつて、いかなる場合にも法の單なる理論認識に満足するものではなく、また、いかなる場合にも法の單なる理論認識に満足してはならないことがわかる。故に、科學の概念を純粹の理論科學のみに限定する立場からは、自由法論的な法解釋學も概念法學的な法解釋學も、ともに法の嚴密科學ではなく、法適用のための技術論たる性質を有するといわなければならない。

しかしながら、かように法解釋學の嚴密科學性を否定することは、もとよりいささかたりとも法解釋學の價値または權威を輕視する所以とはならない。法解釋學が法の全作用の中でいかに重要な役割りを演ずるものであるかは、いままで述べてきたところによつてさわめて明白である。古來、法の永い發達を健全な理性の光によつて指導して來たものは、實に法解釋學である。現在の法に法たるの生命を與え、これに法たるの精神を横溢せしめているものも、また法解釋學である。更に、將來の法の發展に正しい指針を與え、法を通じての正義の實現を可能ならしめるものも、また法解釋學である。ここに牧野英一博士のいわれる「法律の解釋の無限性」がある。<sup>(一)</sup>法の解釋にかかる無限の意義が含ま

れている以上、解釋をともしなわぬ法は、法ではなく、解釋學を缺く法規は、舵のない船に等しい。法は成文の規定として制定されたときに、すでに法として完成されているものではない。成文法は、解釋の作用がこれに加わることによつて、はじめて法としての機能を營むことができるのである。その場合、法解釋學は、正義の理念を重んじて、法に弾力性と進展性を與えることもできるし、逆に、秩序の安定に重點を置いて、主觀や感情によつて左右されるおそれのない法的安定性を確保することもできる。正義と秩序との調和は、法に課せられた最大の使命である。そうして、成文法と具體的な社會生活の事實との間の喰い違いを調節しつつ、法のこの使命の達成に協力する法解釋學の任務は、さわめて大きい。それだけに、法解釋學は、自己自身が法の理念を實現するための一つの重要な通路であることを自覺して、靜中動あり、動中靜ある解釋により、安定した秩序の中に流動する正しさを盛り上げて行くことに努めなければならない。

(一) 牧野英一博士・法律の解釋の無限性、法學協會雜誌、第五十五卷、昭和十二年、一二九八頁。

### 三 法規範學

法學の中でも最も永い發達の歴史を有する法解釋學は、最初から法の理念の實現に協力すべき實踐



科學である。しかも、この實踐的な性格を有する法解釋學が、昔から法學の王座を占めて、法學といえは法解釋學以外にはあり得ないほどの權威をほしのままにしていたために、嚴密な理論科學としての法學は、これまで、ほとんど獨立の發達を遂げる餘地がなかつた。これは、數多い社會科學の中でも、法學にのみ見られる特殊事情であるといわなければならぬ。

法解釋學によつて獨占された法學は、法の運用の實際の上においては、いま述べたような重要な役割りを演ずる。しかし、法の解釋に専念する法學は、いさおい立法の跡を追隨するだけであつて、科學としての自立性に乏しい。成文法の一章・一條が改正されれば、法學はあわててその解釋を建て直さなければならぬ。革命が行われて、成文法の體系が變革されれば、すべての過去の註釋書は反古になる。法學上の眞理とは、かくのごとくに果敢ないものであるか。法解釋學のみが法學であるとすれば、正にそれはその通りに果敢ないものであるといわなければならぬ。さればこそ、かつてキルヒマンは、法學の科學としての無價值性を痛烈な論法をもつて指摘したのである。それでは、このように、法の實際的な運用の上には重要な意味を有するが、科學的眞理としては價值に乏しいといわれる法解釋學の外に、嚴密な理論科學としての法學の成立する餘地はないのであらうか。もしもその餘地があるとするならば、それは、いかなる方法により、いかなる學問的性格を有する科學として成り立ち得るであらうか。

ひとところ社會科學の方法論を風靡した見解によると、單に法學にかぎらず、一般に社會現象を對象とする學問は、その根本の態度において實踐への働きかけをもつものであつて、實踐から遊離した純粹に理論的な社會科學というものはあり得ないとされた。社會科學の對象たる社會現象は、人間の實踐生活の複雑な過程である。かような實踐的な對象の生きた姿は、決して單なる理論によつては把握できない。生きた社會現象は、生きた人間が「主體的」に社會現象を共感し、體驗することによつて、はじめて正しく「認識」される。故に、社會科學の認識は、主觀と客觀との辯證法的綜合によつて成り立つ。いいかえれば、對象から切り離された立場に立つ認識主體が、自然科學者のような冷靜さをもつて對象を解剖することによつては、社會科學上の眞理はつかみ取り得ない。社會科學の知識は、かように主體的な把握を必要とするという意味で、「實踐的」でなければならぬ、といっているのである。このような社會科學的認識の實踐性の要求は、一方では、マルクス主義の立場から唱えられたと同時に、他方では、例えばフライヤアの社會學方法論などの中にも露骨にあらわれ、やがて、社會科學を擧げて全體主義の政治動向に合流せしめる端緒となつた。法學の領域では、ヒュウバアやシャフシュタインなどが、法學はすべて「政治的法學」(politische Rechtslehre)でなければならぬと論じて、この傾向に追隨した。

勿論、人間が社會を研究し、社會的存在者として人間の問題を考察する以上、社會の實踐動向が社



社會科學者の思考の背景として常に大きな影響を及ぼしつつあることは否定できない。社會科學の社會的歴史的被制約性は、生きた社會現象を對象とする學問にとつては、ふり切ることでできない運命であるに相違ない。しかしながら、自ら社會の實踐生活にたずさわり、自ら歴史の流れとともに流れながらも、實踐活動そのものに没入する行動の立場と、實踐的行動をひるがえつて省察する認識の立場とは、その根本の志向を異にする。前者を即自の實踐とするならば、後者は向自の實踐であり、實踐の反省であり、實踐の理論である。かくのごとき實踐の理論は、自然科學のように没價值・無意味の世界を對象とする理論とは、もとより全く異なる構造を有する。しかし、さればといつて、これを即自の實踐と同一視し、社會現象を行動的に、運命的に、主體的に把握することのみを社會科學の任務とするのは、人間の思惟作用の固有法則性を否定するものといわなければならない。實踐の理論的認識は、歩む歩みをしばし止めて己が歩みを顧みることによつてのみ可能であり、實踐對象の科學たる社會科學の客觀性は、かかる理論の態度によつてはじめて保障され得る。もしも、かくのごとき意味での社會科學の理論性を否定するならば、科學はたちまちにして政治の走狗と化し、學問上の眞理の權威は全く地に墜ちることをまぬかれない。理論と實踐とを統一する最後の立場にまで遡るのは、ひとりただ哲學の態度でのみある。科學の立場においては、實踐に對する理論の獨自性はあくまでも確保されるべきであり、實踐に對する理論の獨自性が確保されてこそ、科學が政治の動きによつてみだりに左右され、眞理が實踐的要求の當面性のために軽々しく歪められる危険を避けることができる。この意味で、法學の理論科學としての成立は、單に可能であるばかりでなく、同時にまた必要である。そうして、ここに成立する法の理論科學は、その理論性の故に、即自の法的實踐と立場を同じくする法解釋學と峻別され、徹頭徹尾實踐的性格を有する法解釋學に對して法の嚴密科學たらんことを期するものでなければならぬ。

法の理論科學の中、第一に問題となるのは、實定法の規範意味構造を直接に論究の對象とするところの科學である。かような實定法の規範意味構造の理論は、方法論上はすでにラヌクによつて明示されたけれども、これを最も徹底した方法純粹性の要求と、最も明快な法論理の操作とによつて宏壯な體系にまで築き上げたものは、ケルゼンである。實定法の理論は、ケルゼンの手によつて誕生し、かつ、ケルゼンの手によつて驚嘆に値する生長を遂げた。その功績は、永く法學發達史の上にかがやくべきものでなければならぬ。純粹法學は、主として近代の法治主義の實定法秩序をその理論考察の對象とし、近代法の規範論理的構造と機能とをさわめて客觀的な態度で詳細に分析した。そこには、その規範論理主義の行きすぎによつて、實定法現象の非合理性を、あやまつて完全な合理性の鑄型に はめて示したという缺陷も認められる。しかし、それだけに、それは、合理主義的發達の極致に達した近代法治國家の實定法體系の特色を、さわめてあざやかに再現し得たのである。したがつて、それ



はまた、あたかも純粹の法内在的正義によつて指導された法解釋學が、實定法の最も忠實な意味理解を行うことによつて、精巧無比な概念法學の思考體系を構成したのと、外觀上はほとんど同じような結果になつたともいえる。そのために、ケルゼンの純粹法學は、往々にして概念法學の單なる再生であるという非難を受けた。しかしながら、かかる非難は、純粹の實定法理論と、實定法の法内在的意味解釋との外觀の類似をとらえて、その精神の同一性を斷じようとするものであるにすぎない。なぜならば、前者は、純粹の理論なるが故に、對象たる實定法秩序のあるがままの意味構造を把握しようとしているのに反して、後者は、對象たる實定法秩序と同じ實踐の立場に立つが故に、その固定した意味構造に執著しているのだからである。實踐に對する理論の獨自性を認めない者は、兩者の志向の間に存するこの大きな相違性を正當に理解することはできない。

ただ、ケルゼンの純粹法學は、法の純粹理論認識の立場を固守しようとするに急なるのあまり、對象たる法そのものを道德および政治の實踐的契機から切り離し、これをただ單に法としてのみ考察するという態度に出でた。しかし、これは、あまりにも理論の立場に潔癖すぎた方針であり、そのために、かえつて法のあるがままの複合對象性の全貌をとらえ得ない結果に陥つたのである。すでに幾度か述べた通り、法は社會規範と強制規範との複合規範であり、社會規範において常に道德の要求と何らかの仕方結びついている。また、法の中には、法内在的正義と法超越的正義とが互に競合し、錯

綜しており、これら二つの實踐動向の對立と歸一との中に絶えず政治の生命を躍動せしめている。それが法の實在する姿である。故に、法を道德および政治の契機から切り離して考察しようとするれば、そこに考察された法は、もはや實在する法ではなく、したがつて、もはや實定法ではないということにならざるを得ない。これは、實定法の理論たろうとする純粹法學の最初からの趣旨に反する。法は、人間社會の實踐生活が生み出した對象である。したがつて、「對象」としての法には、最初から實踐的な理念や要求が含まれている。ケルゼンは、實定法の科學的な「認識」の中から實踐的な要素を排斥することに急であつたあまり、あやまつて、對象たる法の中からも道德の理念や政治の動向を排除しようとしたのである。實定法の理論科學は、ケルゼンの堅持した科學的認識の純粹理論性の要求をあくまで尊重すると同時に、對象たる法の中からも實踐的な生命を驅除するというあやまりに陥ることを避け、道德や政治と不可分に結びついた實定法の構造と機能とを、客觀的に論究することに力めなければならない。

法をば、道德と結びつき、政治の生命を宿した實定法規範の體系として考察するところの、この理論科學は、「法規範學」と名づけられてしかるべきであろう。法規範學は、實定法の理論である。それは、或る時代、或る民族の法的精神が規範體系として客觀化された姿をとらえ、その歴史的な變化を論述することを任務とする。故に、法規範學の對象は、もとより現代の實定法のみにはかぎられな



い。過去の實定法體系を考察し、その中にあらわれている客觀的な精神を明らかにすることもまた、法規範學の重要な仕事である。その場合には、法規範學は、すなわち「法史學」として成立する。 로마法の變遷を單に年代的に記録することに満足せず、永い時代を通じてその特色のある諸制度の中に躍動していたところの「ロオマ法の精神」を、生き生きと叙述したイェリングの業績は、法史學としての法規範學の最も優れた模範とすべきであろう。そうして、法規範學が法史學として成立した場合を考えるならば、この科學の純粹理論科學性に對する一切の疑いはたちまちにして解消し去るであろう。なぜならば、遠く過去の歴史に流れ去つた法秩序は、ただそのあるがままの姿において理論的に記述さるべきであり、その規定の趣旨を取り入れて、現代法の立法または解釋の基礎としようとするのでないかぎり、これを實踐的に主體的に把握するがときは、およそ無意味な仕事でなければならぬからである。

(1) Julius Heinrich Kirchmann (1802—1884) : Die Wertlosigkeit der Jurisprudenz als Wissenschaft, 1848.

(11) Hans Freyer : Einleitung in die Soziologie, 1931.

(111) Friedrich Hueber : Grundlegung der politischen Rechtslehre, 1939. Friedrich Schaffstein : Politische Strafrechtswissenschaft, 1934.

#### 四 法 社 會 學

法は規範である。しかし、單なる規範は、實定法ではない。規範が實定法であるためには、人間の現實の社會生活が法たる規範によつて規律され、人間の事實上の行爲が法の規範意味を大なり小なり忠實に實現していなければならない。故に、法を規範の體系として考察することは、もとより實定法の理論の重要な任務であるが、それだけではまだ、實定法の生きた姿は正確にとらえられたことにはならない。實定法の理論科學は、それとともに、法たる規範が現實の社會生活の中にいかに行われてゐるかを探究する必要がある。それが、法規範學とならんで、法の理論科學の第二の重要な部門を形成するところの「法事實學」である。ここでは、ラスクやエニアリッヒ以來廣く用いられている名稱にしたがつて、これを「法社會學」と名づけることとする。

法社會學の對象は、社會生活を營んでゐる多くの人々の事實行爲である。しかし、事實行爲といつても、それが單に無意味な行爲であるならば、社會學の對象とはならない。社會學の對象は「意味のある」行爲である。企業家が紙の生産に従事するのは、經濟的に意味のある行爲である。出版業者が生産された紙を購入して學術書を出版するのは、經濟的に意味があると同時に、學問的に意味のある



行爲である。これらの事實行爲は、行爲者がその行爲をなすにあつて、いかなる目的を抱き、いかなる意味を志向していたかによつて、「理解」される。意味のある社會的行爲を、行爲者の抱く意味に結びつけて理解して行くのは、「理解社會學」(Verstehende Soziologie)である。このような社會學的理解科學的方法は、マックス・ウエバーによつて周密に論述された。法社會學もまた、この理解社會學の方法によつて、その對象たる社會的行爲をば「法的意味」に結びつけて理解して行かなければならぬ。

その場合、法社會學がそれに結びつけて社會的行爲を理解する「法的意味」は、法規範學の對象たる法の規範意味と別のものではない。ただ、法規範學は、法的規範意味をば、社會生活を營んでいる人々がそれをどう理解するかには關係なく、客觀的な規範意味そのものとして論述する。これに反して、法社會學は、社會生活を營んでいる人々が、その法規範の意味をどう理解し、それによつてその現實的行爲をどう方向づけているかに關心をむける。前者の對象は、法的規範意味そのものであり、後者の對象は、法的規範意味によつて方向づけられた事實行爲である。そこに、法規範學と法社會學との關心方向の相違が存する。

簡単な例によつて、同一の事態に對するこれらの二つの科學の考察態度の違いを、圖式的に明らかにしよう。

甲は、詐欺の常習癖を有する。かれは、未成年者乙が高價な時計を所有することを知り、甘言を用いて、その時計を不當な廉價で譲り受けようと試みた。乙はその甘言に欺かれ、何人にも相談しないで、これを甲のいうがままの價格で譲り渡した。乙は後日になつてその取引きはなだ不當であつたことに氣づき、甲に代金を返還して時計を取戻そうとしたけれども、甲は言を左右にしてこれを肯んじない。乙はやむを得ずその事實を父たる丙に告げ、丙は乙に代つて甲に對する訴訟を裁判所に提起した。裁判官Aは、日本民法第四條——「未成年者カ法律行爲ヲ爲スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。但單ニ權利ヲ得又ハ義務ヲ免ルヘキ行爲ハ此限ニ在ラス。——前項ノ規定ニ反スル行爲ハ之ヲ取消スコトヲ得」——にもとづき、乙の取消權を認め、甲は乙に時計を返却すべき旨の判決を下した。一方また、甲の行爲は刑法上の犯罪を構成すべきものとして丙により告訴され、裁判官Bは刑法第二百四十八條——「未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ、又ハ財産上不法ノ利益ヲ得、若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ、十年以下ノ懲役ニ處ス」——によつて、甲を六ヶ月の懲役に處すべき旨の判決を下した。

右のような一聯の行爲がなされた場合、法規範學は、これを單なる事實の連鎖と見ないで、これらの事實を通じて表明されているさまざまな規範意味の聯關を把握しようとする。法規範學の立場からいへば、甲が乙を欺いてこれに財産上の損害を與えた行爲は、民事法上および刑事法上の不法要件を



構成するのであり、裁判官AおよびBの下した判決は、この不法要件に對する強制効果の定立として意味づけられる。すなわち、一般に判決は、具體的な不法要件に對して、具體的な強制効果を歸屬せしめるところの、具體個別の強制規範である。かかる具體個別の強制規範が有効に定立されるためには、これに對する規範論理上の根據が與えられていなければならない。民法第四條、刑法第二百四十八條、というような法規——法律規範——は、AおよびBの下した判決を有効な個別強制規範として成立せしめるための規範論理上の根據である。裁判判決は、これらの法規に妥當性の根據を仰いでいるのであり、これらの法規はまた、裁判判決の中に自己を具體的に實現せしめているのである。そこに、法律規範と裁判判決との間の段階的な委任・受任の關係が示されている。しかも、いまここに定立された、甲をして乙に時計を返却せしめる旨の裁判判決について見ると、この判決は、ただ民法第四條から機械的に流出したものではない。この判決が定立されるためには、乙が、甲に時計を譲り渡した行爲を取消していること、および、その取消しの効果について乙の法定代理人たる丙が訴訟を提起したことが、必要な要件として加わっているのである。いしかえると、乙および丙は、法律行爲の取消しおよび訴訟の提起という二つの行爲によつて、Aの下した裁判判決の定立に参加しているのである。かくのごとき裁判判決定立への参加が、民法第四條に規定された未成年者の法律行爲取消權の意味であり、一般に、私法上の權利の規範論理的本質に外ならない。法規範學は、おおよそこのよ

うにこの現象を説明し、この現象を通じて表現されているところの法的規範意味について、精密な概念を構成して行く。

これに反して、法社會學は、右に述べたと同じ事態が對象として與えられた場合、これをあくまでも表面にあらわれたままの事實現象過程として考察して行くとする。詳しくいえば、民法第四條、刑法第二百四十八條、等の法律規範の規範意味、裁判官Aまたは裁判官Bの下した裁判判決の具體個別の規範意味、それら各種の規範相互の意味聯關などを論究して行く代りに、これらの規範意味を現實に理解している現實個人としての甲、乙、丙、裁判官A、裁判官Bの現實行爲を、その現實の経過のままに認識し、記述して行くのが、法社會學の態度なのである。甲、乙、丙、A、B、等のなした現實の行爲そのものは、事實であつて規範ではなく、したがつてまた、法ではない。しかしながら、それらの行爲は、決して法規範の意味と無關係な事實ではなく、法規範によつて直接間接に意味づけられた事實であり、それ故にまた、法規範を規準として法的に理解され得るところの行動である。かくのごとくに、社會的な事實行爲の連鎖をば、行爲者によつて思念された法的規範意味に結びつけて理解するのが、法社會學の方法に外ならない。そこに、法規範學と法社會學との關心方向の相違があると同時に、そこにまた、兩者の間の緊密不可分の關聯が存する。

法社會學は、法規範意味によつて方向づけられた社會的行爲を研究對象とする。しかし、法規範意



味によつて方向づけられた社會的行爲は、無數に行われているのであつて、それを一々に記述するといふことは、事實不可能であるばかりでなく、よしんば可能であるとしても、學問的に價值のあることとはいひ得ない。法社會學がそのような法的事實現象の一つ一つを具體的に記述するのは、そういう記述を無限に積み重ねて、何人もそれを讀む繁に堪えないような「正確な」記録の山を築くことを目的とするものであつてはならない。法社會學が、いくつかの法的事實現象を正確に記録するのは、そこに行われている一般現象の「實例」を示すためなのである。いかえれば、ここでは、その實例と同じような法的現象が「類型的」に行われているということを、その實例を通じて示しているのである。それでは、なぜここでは、その實例と同じような法的現象が「類型的」に行われているのであるか。それは、そこに、多くの人々がそれにしたがわなければならないと意識しているところの規範があつて、その規範がそれらの人々の行爲を「類型的」に方向づけているがために外ならない。マックス・ウェバーは、このように、多くの事實行爲が同じような經過を辿つて行われる「可能性」こそ、社會學の眞の對象であると考へた。しかも、法的事實行爲の類型的可能性のよつて來る所以が、それらの事實行爲を方向づけているところの法的規範意味の自己同一性にあるとするならば、行爲の類型的可能性を考察する法社會學と、法規範意味そのものを論述する法規範學とは、結局は同じ對象を取りあつかつているのであるともいひ得るであらう。

それであるから、一方では、法の規範意味が成文法として明確に示されており、他方では、社會生活の事實が成文法の示す通りに整然と秩序づけられているような場合には、そのような法現象を對象として、法規範學の外に法社會學の考察や調査を行うといふことは、ほとんど意味がないのである。法社會學の研究が、學問的にも實際的にも重要な意味をもつのは、むしろ、成文法の規定と社會生活の事實との間に大きな喰ひ違ひのある場合である。すなわち、成文法が形式上立派に整備されているにもかかわらず、それが実際にはその通りに行われていないような場合には、社會生活の實態を調査して、何故に成文法が事實から遊離してしまつていのかを明らかにすることが必要になる。あるいはまた、成文法の規定とはおよそ趣を異にしている地方的な慣習があつて、その地方では、人々は全體としてその慣習にしたがつて法的に意味のある行爲をしている場合にも、その慣習を社會學的に探究することによつて、法と傳統、法の道徳、法と經濟、等の間に興味深い聯關の存在するのを發見することができる。更にまた、國家が犯罪を防止するために各種の刑罰規定を設けているのに、特殊の原因によつて犯罪が頻發するような場合も、法社會學の重要な對象として取り上げられる。要するに、法社會學は、成文法と社會生活の事實との間にずれがあるとき、あるいは、その社會にはまだ成文法が見るべき發達を遂げていないようなときに、はじめて独自の對象領域をもつ理論法學の一部門として、稔り多い發達を遂げることができる。近時の法社會學が、婚姻や土地制度についての特異の地方



的慣行の調査に主力を注いだり、戦時や戦後における犯罪現象の研究に深い關心をむけたりしているのは、その意味で、當然の趨勢であるといわなければならぬ。

このような法社會學的研究は、「現在」の法現象を對象として行われるばかりではなく、他方また「過去」の法現象に對してもむけられる。遠い過去の法が、石に刻まれたり、記録に残されたりした法規または法典として伝えられている場合には、われわれはそれによつてその時代の法の概貌を知ることが出来る。しかし、それらの法規または法典が、例えば特權階級を對象として制定されたようなものであつたとすれば、それを研究しただけでは、過去の時代における一般庶民の法生活は探究され得ない。そこで、學者は、古文書や古證文などを丹念に蒐集して、遠い過去に流れ去つたところのその時代の「生きた法」を探りあてて行かなければならない。そうして、それらの過去の「生きた法」が、いかなる社會經濟の状態を基盤とし、いかなる道德思想を背景とし、いかなる政治關係を反映しているかを、つきとめて行かなければならない。この至難な仕事を遂行するのは、法社會學的な性格を有する法史學の任務である。いいかえると、法史學は、法規範學として成立すると同時に、法社會學としても成立する。そうして、イェリングの「ロオマ法の精神」の生彩陸離たる叙述は、法規範學的法史學としてばかりでなく、法社會學的法史學としても、永く學者の模範とすべき偉大な業績であるといつてよいであらう。

## 五 法 哲 學

法を對象とする學問には、これらの法學の諸部門の最後の歸一點として、「法哲學」がある。法哲學がいかなる性格を有する學問であるか、それが法の窮極の問題を探究する方法は、いかなるものであるべきかについては、本書の全體が一應の答えを與えているであらうから、ここにはくりかえさない。ただ、本書で論じたところは、主として法哲學の一般問題であり、いわばその總論的な部分であるにすぎない。法哲學が實定法の根本問題を全般にわたつて明らかにするためには、このような「法哲學總論」とならんで、更に「法哲學各論」の研究をすすめて行かなければならぬ。實定法に憲法や民法や刑法や勞働法や國際法などのような數多くの特殊部門がある以上、實定法の哲學は、それらの實定法の特種領域について、それぞれ哲學的な検討を加えて行かなければならぬ。その場合には、特に、法哲學と各種の實定法學との緊密な連繫を圖ることが必要である。それらの實定法學は、これまで、主として法解釋學として發達して來た。それが、更に、理論的な法規範學や法社會學としての體裁を整えるのは、今後に期待せられなければならない。そうして、實踐哲學であると同時に理論哲學たる法哲學が、これらの實定法の實踐と理論とにまたがる研究の成果と相俟つて、憲法哲學・民法哲



學・刑法哲學・國際法哲學、等の未開の諸領域を開拓し、それによつて法哲學の體系として完成されるためには、將來の永い歲月と、法哲學者と實定法學者との氣永な共同作業とを必要とするに相違ない。法哲學は、ギリシヤ時代以來の永い歴史を有する。しかも、その前途には、なお依然として無限の課題があり、盡さない問題が横たわつてゐる。かくて、法哲學は、人類の歴史とともに無窮の歴史を記録して行くであらう。社會のあるところには法があり、法のあるところには法の哲學がある。その意味で、法哲學は、哲學とともに古い過去を有すると同時に、人類の社會とともに常に新しい任務にむかつてすすんで行かなければならないであらう。

## 参 考 文 献

法哲學の諸傾向を代表する學者の主要著作は、本文の中でそれぞれ註記して置いた。ここでは、それとの或る程度の重複をいさわさず、法哲學の研究のための比較的に新らしい、一般的な参考書をかかげる。なお、古典の中でも、Platon, Aristoteles, Locke, Rousseau, Kant, Hegel などの名著は必讀である。

——邦語文献はアイウエオ順、外國文献はアルファベット順——

### I 法哲學史および法思想史

- (1) 小野清一郎：法律思想史概説（日本評論社版、社會科學叢書第十八編）、昭和四年。
- (2) 田中耕太郎：法律哲學概論、第一分冊（第一編 序説、第二編 法律思想史概観）、昭和九年。
- (3) 船田享二：法律思想史、昭和十八年。
- (4) Berolzheimer : System der Rechts- und Wirtschaftsphilosophie, 2. Bd., Die Kulturstufen der Rechts- und Wirtschaftsphilosophie, 1905.
- (5) Berolzheimer : The World's Legal Philosophies, 1924.  
Jastrow による (4) の英譯。
- (6) Bonnecase : La pensée juridique française de 1804 a l'heure présente, 1933.



- (7) Cook : History of Political Philosophy, 1936.
- (8) Emge : Ein Rechtsphilosoph wandert durch die alte Philosophie, 1936.
- (9) Emge : Geschichte der Rechtsphilosophie, 1931.
- (10) Hildenbrand : Geschichte und System der Rechts- und Staatsphilosophie, 1. Bd. Das klassische Altertum, 1860.
- (11) Roszbach : Die Perioden der Rechtsphilosophie, 1842.
- (12) Sauter : Die philosophischen Grundlagen des Naturrechts. Untersuchungen zur Geschichte der Rechts- und Staatslehre, 1932.
- (13) Stahl : Die Philosophie des Rechts, 1. Bd. Geschichte der Rechtsphilosophie, 4. Aufl., 1870.
- (14) Wolf : Grosse Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte, 1939.

II 法哲學概論および法哲學體系

- (1) 木村龜二 : 法律哲學 (理想社版, 新哲學講座, 第三卷, 文化哲學, 昭和十三年)。
- (2) 高柳賢三 : 法律哲學 (日本評論社版, 社會科學叢書, 第五編), 昭和二年。
- (3) 高柳賢三 : 法律哲學 (岩波版, 法律學辭典, IV), 昭和十一年。
- (4) 高柳賢三 : 法律哲學原理, 昭和四年。

- (5) 田中耕太郎 : 法律哲學概論, 第一分冊, 昭和九年。體系的部分は未發表。
- (6) 淡野安太郎 : 社會哲學としての法律哲學, 昭和二十三年。
- (7) 中島 重 : 社會哲學的法理學, 昭和八年。
- (8) 中島 重 : 法理學, 昭和十六年。
- (9) 中島 重 : 法理學概論, 大正十四年。
- (10) 廣濱嘉雄 : 法理學 (日本評論社版, 新法學全集, 第二十八卷), 昭和十二年。
- (11) 穗積重遠 : 法理學大綱, 大正六年。
- (12) 三谷隆正 : 法律哲學原理, 昭和十年。
- (13) 和田小次郎 : 法哲學, 上卷, 昭和十八年。
- (14) 尾高朝雄 : 實定法秩序論, 昭和十七年。
- (15) 尾高朝雄 : 法哲學, 昭和二十二年。
- (16) Ahrens : Naturrecht oder Philosophie des Staates, 6. Aufl., 1870.
- (17) Baumgarten : Rechtsphilosophie, 1929.
- (18) Binder : Grundlegung zur Rechtsphilosophie, 1935.
- (19) Binder : Philosophie des Rechts, 1925.
- (20) Binder : System der Rechtsphilosophie, 1937.



- (21) Del Vecchio : *Leçons de philosophie du droit*, 1936.  
 イタリア語の原著 *Lezioni di filosofia del diritto* 第二版の佛譯。なお、ドイツ譯として、*Lehrbuch der Rechtsphilosophie*, 1937 がある。和田小次郎譯：法哲學原理，昭和十六年。
- (22) Glinka : *La philosophie du droit*, 3. éd., 1863.
- (23) Harms : *Begriff, Formen und Grundlegung der Rechtsphilosophie*, 1889.
- (24) Kelsen : *Allgemeine Staatslehre*, 1925.  
 清宮四郎譯：一般國家學，昭和十一年。
- (25) Kelsen : *General Theory of Law and State*, 1945.
- (26) Kelsen : *Reine Rechtslehre. Einleitung in die rechtswissenschaftliche Problematik*, 1934.  
 横田喜三郎譯：純粹法學，昭和十年。
- (27) Kohler : *Lehrbuch der Rechtsphilosophie*, 3. Aufl., 1923.
- (28) Kohler : *Rechtsphilosophie und Universalrechtsgeschichte. Holtzendorff's Enzyklopädie der Rechtswissenschaft in systematischer Bearbeitung*, 1. Bd., 7. Aufl., 1915.
- (29) Lask : *Rechtsphilosophie. Die Philosophie im Beginn des zwanzigsten Jahrhunderts*, herausgegeben von W. Windelband, 2. Aufl., 1907.  
 この論文は Lask の全集の中にも收められている。Lask : *Gesammelte Schriften*, 1. Bd., 1923.
- (30) Mayer, M. E. : *Rechtsphilosophie*, 2. Aufl., 1926.
- (31) Petraschek : *System der Rechtsphilosophie*, 1932.
- (32) Pound : *An Introduction to the Philosophy of Law*, 1922.
- (33) Radbruch : *Grundzüge der Rechtsphilosophie*, 1914.  
 島田武夫譯：法律哲學概論，大正十二年。
- (34) Radbruch : *Rechtsphilosophie*, 1932.  
 横川敏雄譯：法哲學の根本問題（ただし，抄譯），昭和二十二年。
- (35) Salomon, M. : *Grundlegung zur Rechtsphilosophie*, 2. Aufl., 1925.
- (36) Sauer : *Lehrbuch der Rechts- und Sozialphilosophie*, 1929.
- (37) Sauer : *Rechts- und Staatsphilosophie. Eine systematische Einführung in das lebende Recht*, 1936.
- (38) Schilling, Kurt : *Einführung in die Staats- und Rechtsphilosophie*, 1939.
- (39) Somló : *Juristische Grundlehre*, 2. Aufl., 1927.
- (40) Stammler : *Lehrbuch der Rechtsphilosophie*, 2. Aufl., 1923.
- (41) Stammler : *Theorie der Rechtswissenschaft*, 2. Aufl., 1923.
- (42) Weigelin : *Einführung in die Moral- und Rechtsphilosophie*, 1927.



III 現代法哲學の概観およびその特殊傾向の敘述または批判

〔A〕 現代法哲學の概観

- (1) 高柳賢三：現代法律思想の研究，昭和二年。
- (2) Hocking：Present Status of the Philosophy of Law and of Rights, 1926.
- (3) Larenz：Rechts- und Staatsphilosophie der Gegenwart, 2. Aufl., 1935.
- (4) Modern Theories of Law, 1933.  
Laski による Duguit の國家論の概説，Lauterpacht による Kelsen の純粹法學の概説，Wortley の Génny 論，等を含む。
- (5) Pound：Contemporary Juristic Theory, 1940.
- (6) Sauer：Uebersicht über die gegenwärtigen Richtungen in der deutschen Rechtsphilosophie.  
Kant-Festschrift der Internationalen Vereinigung für Rechts- und Wirtschaftsphilosophie, 1924.

〔B〕 新カント學派および新ヘゲル學派

- (7) 小野清一郎：法理學と「文化」の概念，昭和三年。
- (8) 恒藤 恭：批判的法律哲學の研究，第三版，大正十三年。
- (9) 尾高朝雄：ラアゾルツの法哲學，昭和二十二年。
- (10) Kaufmann, E.：Kritik der neukantischen Rechtsphilosophie, 1921.
- (11) Wielkowsky：Die Neukantianer in der Rechtsphilosophie, 1914.

〔C〕 純粹法學

- (12) 粟田 覺：ウイッソ學派の法律學と其の諸問題，昭和二年。
- (13) 田中耕太郎：ケルゼンの純粹法學の法律哲學的意義及び價值（寛教授還曆祝賀論文集所載），昭和九年。  
この論文は、後出、田中：法律哲學論集，二，に收められている。
- (14) 美濃部達吉：ケルゼン學說の批判，昭和十年。
- (15) 横田喜三郎，清宮四郎，大澤章，黒田覺，矢部貞治：ケルゼンの純粹法學，昭和七年。
- (16) Schreier：Die Wiener rechtsphilosophische Schule. Logos, Bd. X, 1922—1923.

〔D〕 現象學的法哲學

- (17) 尾高朝雄：現象學と法律學，法律時報，第五卷，第十號，昭和八年。



(18) Walz : Kritik der phänomenologischen reinen Rechtslehre Felix Kaufmanns, 1928.

[E] 自然法論

(19) 田中耕太郎 : 自然法の過去及び其の現代的意義, カトリック研究第一輯, 昭和五年。  
この論文は、後出、田中 : 法律哲學論集, 二, の中に收められている。

(20) 田中耕太郎 : 世界法の理論, 第六章, 自然法と世界法 (第二卷所載), 昭和八年。

(21) Charnont : La renaissance du droit naturel, 2. éd., 1927.  
大澤章譯 : 自然法の再生, 昭和二年。

(22) Dietze : Naturrecht in der Gegenwart, 1936.

(23) Haines : The Revival of Natural Law Concepts, 1930.

(24) Wright : American Interpretations of Natural Law, 1931.

IV 法哲學の諸問題

(1) 栗生武夫 : 法の變動, 昭和十二年。

(2) 田中耕太郎 : 法律哲學論集, 一, 昭和十七年。

(3) 田中耕太郎 : 法律哲學論集, 二, 昭和二十年。

(4) 田村徳治 : 法律學の價值に關する懷疑, 昭和二年。

(5) 恒藤 恭 : 哲學と法律學との交渉, 岩波哲學講座, 昭和八年。

(6) 恒藤 恭 : 法的人格者の理論, 昭和十一年。

(7) 恒藤 恭 : 法の基本問題, 昭和十一年。

(8) 恒藤 恭 : 法の本質, 公法雜誌, 第一卷, 第一號 (昭和十年) —— 第二卷, 第九號 (昭和十一年)。

(9) 恒藤 恭 : 法律の生命, 昭和二年。

(10) 穗積陳重 : 復讐と法律, 昭和六年。

(11) 穗積陳重 : 法律進化論, 第一冊 (大正十三年) —— 第三冊 (昭和二年)。

(12) 牧野英一 : 法律學叢書 (詳細は本文一七頁參照)。

(13) 美濃部達吉 : 公法と私法, 昭和十年。

(14) 美濃部達吉 : 法の本質, 昭和十年。

(15) 尾高朝雄 : 國家構造論, 昭和十一年。

(16) 尾高朝雄 : 法の範疇に在るもの, 昭和二十二年。

(17) Binder : Rechtsbegriff und Rechtsidee, 1915.

(18) Burchardt : Methode und System des Rechts, 1936.



- (19) Cohen, Felix : Ethical Systems and Legal Order, 1933.
- (20) Cohen, Morris : Law and the Social Order, 1933.
- (21) Davy : Le droit, l'idéalisme et l'expérience, 1922.
- (22) Duguit : Le droit social, le droit individuel et la transformation de l'État, 2. éd., 1922.  
木村龍二譯：國家變遷論，大正十五年。
- (23) Duguit : Les transformations générales du droit privé depuis le Code Napoléon, 2. éd., 1920.  
西島彌太郎譯：私法變遷論，大正十四年。
- (24) Duguit : Traité de droit constitutionnel, 3. éd. Tome premier. La règle de droit—Le problème de l'État, 1927.
- (25) Gény : Méthode d'interprétation et sources en droit privé positif, 2. éd., 1919.
- (26) Gény : Science et technique en droit privé positif, 1913—1924.
- (27) Gurvitch : L'expérience juridique et la philosophie pluraliste du droit, 1935.
- (28) Kirchmann : Die Grundbegriffe des Rechts und der Moral, 1869.
- (29) Kirchmann : Die Wertlosigkeit der Jurisprudenz als Wissenschaft, 1847.
- (30) Kistiakowski : Gesellschaft und Einzelwesen, 1899.
- (31) Larenz : Das Problem der Rechtsgeltung, 1929.
- (32) Marck : Substanz- und Funktionsbegriff in der Rechtsphilosophie, 1925.
- (33) Paschukanis : Allgemeine Rechtslehre und Marxismus, 1929.  
山之内一郎譯：法の一般理論とブルキズム，昭和五年。 別に，佐藤榮譯：ブルクス主義と法理學，昭和七年，もある。
- (34) Mezger : Sein und Sollen im Recht, 1920.
- (35) Pound : Law and Morals, 2. éd., 1925.  
高柳賢三，岩田新，共譯：法と道徳，昭和四年。
- (36) Renard : La valeur de la loi, 1928.
- (37) Renard : Le droit, la justice et la volonté, 1924.
- (38) Renard : Le droit, la logique et le bon sens, 1925.
- (39) Renard : Le droit, l'ordre et la raison, 1927.
- (40) Rümelin, Max : Die Gerechtigkeit, 1920.
- (41) Rümelin, Max : Rechtssicherheit, 1924.
- (42) Schmitt, Carl : Ueber die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denkens, 1934.
- (43) Tarde : Les transformations du droit. Étude sociologique, 8. éd., 1922.
- (44) Thon : Rechtsnorm und subjektives Recht, 1878.



- (45) Tourtonlon : Les trois justices, 1932.  
(46) Verdross : Gesellschaft, Staat und Recht. Festschrift für Hans Kelsen, 1931.

V 法 哲 學 の 雜 誌

- (1) 法哲學四季報。  
日本法哲學會の機關誌として、昭和二十三年に創刊された。創刊號は、自然法と實定法についての特  
輯號である。今後も原則として特輯號ですすむ豫定。  
(2) Archiv für Rechts- und Wirtschaftsphilosophie.  
Kohler および Berolzheimer によつて 1907年に創刊された。1933年以後 Archiv für Rechts-  
und Sozialphilosophie と改稱。  
(3) Archives de philosophie du droit et du sociologie juridique.  
1931年創刊, Le Fur を主幹とする。  
(4) Internationale Zeitschrift für Theorie des Rechts (Revue internationale de la théorie du droit)  
Duguit, Kelsen および Weyr によつて 1926年に創刊された。  
(5) Rivista internazionale di filosofia del diritto.

Del Vecchio を中心とするイタリアの法哲學雜誌, 1921年の創刊。

- (6) Zeitschrift für Rechtsphilosophie in Lehre und Praxis.  
1914年に創刊された。Hollack, Joerges および Stammler を主幹とする。

その他 Zeitschrift für öffentliches Recht には, Kelsen を始め, 純粹法學系統の論文が多く載せられ,  
Logos, Kantstudien 等の哲學雜誌にも, 時に法哲學上の重要な業績が發表されている。



ラ

ラアドブルッフ…… 32, 138, 157—165,  
206—209, 228, 232, 233, 319,  
321, 341, 342, 365, 381  
ライナッハ…………… 220  
ライブニッツ…………… 27  
ラスク…………… 32, 138, 149, 151—156,  
170, 388, 389, 391, 409, 413  
ラスキ…………… 90, 379  
ラッソン…………… 90  
ラレンツ…………… 198

リ

リイヴス…………… 383  
リウメリン, マックス…………… 342  
リッケルト…………… 137, 149—151, 388  
リット…………… 220

リンカアン…………… 371

ル

ルウエリン…………… 221  
ルウソオ…………… 64—68, 69, 76, 82  
300, 301  
ルナアル…………… 192  
ル・フェウル…………… 192

レ

レエニン…………… 351

ロ

ロック…………… 27, 62, 63, 100, 331  
ロンプロオゾ…………… 126

ワ

和辻哲郎…………… 220  
ワルタア, ゲルダ…………… 231



コ

孔子..... 317  
コオエン..... 136, 137, 138, 149, 170  
コオラア..... 90  
コント..... 117

サ

サヴィニイ..... 97, 98, 106

シ

シエイエス..... 297, 298, 299, 300  
ジェニイ..... 116  
シエラア, マックス..... 220  
シェリング..... 78, 79, 97  
ジメル..... 124  
シャフシュタイン..... 407  
シャルモン..... 191  
朱子..... 317  
シュタムラア..... 32, 138, 140-148,  
149, 157, 159, 161, 191, 197,  
230, 231  
シュタアル..... 89  
シュパン..... 328, 330  
シュミット, カアル..... 201-204  
シュモラア..... 242  
シュライヤア..... 171, 179, 220  
ショムロオ..... 131  
シリング..... 192

ス

末弘殿太郎..... 251  
スピノザ..... 27, 61, 62, 78  
スペンサア..... 103

ソ

ソクラテス..... 39, 40, 41, 102, 270  
362

タ

ダアウイン..... 103  
ダイシイ..... 286-288  
田中耕太郎..... 192-195, 239, 396

ツ

ツェノン..... 49

テ

ティボオ..... 97  
テカルト..... 27, 212  
デュギイ..... 32, 182-189, 234, 250,  
251, 252, 347  
デル・ヴェキオ..... 167  
テンニイス..... 125, 126, 327, 328, 330,  
346

ト

トマジウス..... 61, 230, 234  
トマス, アクイナス..... 55, 56, 192

ナ

ナトルブ..... 137

ハ

ハイデッガア..... 221  
パウンド..... 104, 105  
バコオフエン..... 126

ヒ

ビイアリング..... 129, 130, 285  
ヒュウバア..... 407

ヒュウム..... 27, 284, 290  
ビュタゴラス..... 36, 303, 317, 318  
廣濱嘉雄..... 251, 257, 396  
ビンダア..... 197, 198, 199  
ビンディング..... 129

フ

フィヒテ..... 27, 29, 78, 79-81, 134,  
324  
フウフェンドルフ..... 60, 61  
フェアドロス..... 179, 180  
フェエゲリン..... 179  
フェリ..... 126  
フォイエルバッハ..... 89, 90  
フックス..... 116  
フッサアル, エドムンド..... 30, 180,  
211-221  
フッサアル, ゲルハルト..... 268  
フフタ..... 98  
フライヤア..... 407  
ブラックストオン..... 100, 106, 130, 288  
プラトン..... 27, 41-43, 44, 46, 47,  
50, 55, 133, 306, 362  
ブルクハルト..... 257  
プロタゴラス..... 38, 41

ヘ

ヘゲル..... 29, 68, 78, 79, 81,  
82-88, 89, 90, 97, 125, 134,  
196, 197, 198, 199, 327, 328,  
330, 346  
ヘック..... 116  
ベトラシェック..... 192  
ヘラクレイトス..... 36-38  
ベルグボオム..... 129

ペロルツハイマア..... 90  
ベンタム..... 100, 101, 102, 106, 130, 288

ホ

ホエルシャア..... 192  
ボザンケ..... 90  
ポスト..... 126  
ホップス..... 59, 60, 61, 62, 63, 202,  
331, 346, 347  
穂積陳重..... 132, 292

マ

マイヤア..... 165-166, 250, 251, 252  
マキイバア..... 379  
牧野英一..... 116, 404  
マルクス..... 90, 124, 135, 324  
マンハイム..... 124

ミ

ミュンヒ..... 165  
ミル, ジェイムズ..... 102  
ミル, ジョン, スチュアアト..... 102, 368

メ

メエン..... 126  
メルクル..... 179  
メルケル..... 129

モ

モオゼ..... 35  
モンテスキュウ..... 63, 64

ヨ

横田喜三郎..... 251





昭和24年3月10日發行

法哲學概論

定價400圓

著者 尾高朝雄

發行者 鈴木三男吉

發行所 東京都中央区京橋3丁目4番地  
株式會社 日本評論社  
出協會員A114008號  
電話京橋(56)6191-4番  
振替東京16番

印刷 杉田屋印刷株式會社  
製本 合名會社 イケダ製本

人名索引

ア

アウグスティヌス…………… 54, 55  
アリストテレス…………… 27, 44—48,  
50, 52, 103, 104, 192, 292, 306,  
318, 319, 323

イ

イエリネック…………… 131, 242, 279, 280  
イエリング…………… 105, 106—112, 187,  
234, 235, 346, 374, 412, 420  
イザイ…………… 221, 396

ウ

ウィンドルバント…………… 137, 149  
ウィンドシャイド…………… 187  
ウエバア…………… 120—123, 124, 391, 414,  
418  
ウルピアヌス…………… 52, 160, 319  
グント…………… 126, 348

エ

エエアリッヒ…………… 116, 117—120, 246,  
250, 251, 252, 413  
エビクロス…………… 49  
エンゲルス…………… 90, 124

オ

オオスティン…………… 130  
小野清一郎…………… 396

カ

カウフマン, エリッヒ…………… 138  
カウフマン, フェリックス…………… 171, 179,  
180, 220, 251  
カント…………… 28, 29, 32, 69—77, 78,  
79, 82, 85, 88, 133, 134, 136,  
137, 140, 141, 159, 219, 230,  
233, 234, 382, 384  
カントロウィッチ…………… 116, 117, 124

キ

ギエルケ…………… 331  
菊池 寛…………… 351  
キケロ…………… 51—52, 319  
キリスト…………… 228, 304, 347  
キルヒマン…………… 406

ク

クラカウエル…………… 220  
栗生武夫…………… 396  
グロチウス…………… 59, 60, 61  
クロボトキン…………… 347

ケ

ゲエテ…………… 342  
ケルゼン…………… 33, 130, 138, 156, 170,  
171—179, 182, 200, 202, 230,  
234, 239—241, 243, 250, 251,  
252, 271, 272, 275—278, 280,  
374, 409, 410, 411  
ケルロイタア…………… 200



376











